

5

下水道使用料

水洗トイレへの改造や排水管・ます等の排水設備の工事が完了し、下水道が使用できるようになると、使用者から下水道使用料金をいただくことになります。

お支払いいただいた使用料は、ポンプ場や終末処理場の運転（汚水の処理費）、下水管路の清掃や補修など下水道施設の維持管理費用の一部にあてられます。

下水道の使用料金は使った水の量で定めるのが一般的ですが、本町の場合は上水道の施設がありません。このため、本町では世帯割額と世帯人員割額により下記のとおり使用料金を定めております。また、事業所等については、使用水量の差が大きいため、基本使用料と計測装置による排出量で料金を設定しています。

1 一般家庭

(消費税を含む額)

区分	世帯割額	世帯人員割額(1人当たり)
汚水	1,512円	756円

(例) 4人家族の場合 $(1,512\text{円}+756\text{円}\times 4\text{人})=4,536\text{円}$ (月額)

2 一般家庭以外(事業所等)

(消費税を含む額)

区分	使用料金
基本使用料	2,160円
排出量1m ³ 当たり	151円

(例) 30m³使用した場合 $(2,160\text{円}+151\text{円}\times 30\text{m}^3)=6,690\text{円}$ (月額)

- 使用料は、使用月の翌月末日（12月は28日、月末が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日）までに納めていただくことになります。
- 次のようなことが発生した場合は下水道課（管理係）にお届けを。
 - 排水設備を都合により一時休止、又は廃止や使用開始（再開）するとき。
 - 排水設備の使用者に変更が生じたとき。